

## 第5号議案

### 平成26年度役員の選任について（案）

会則第7条第1項に定める平成26年度役員については、以下のとおりとする。

役職	団体	所属	職名	氏名	任期
会長	愛知県	地域振興部	部長	近藤 正人	
副会長	北名古屋市	総務部情報課	課長	田島 孝道	平成26年 4月1日 ～ 平成27年 3月31日
	設楽町	総務課	課長	原田 和久	
監事	西尾市	企画部情報システム課	課長	犬塚 篤志	平成26年 4月1日 ～ 平成27年 3月31日
	東浦町	企画政策部企画政策課	課長	篠田 茂久	

人事異動等により役員の欠員が生じた場合は、当該団体の後任の者が任期を引き継ぐものとする。

#### 〈参考〉あいち電子自治体推進協議会会則

##### （役員）

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 役員は、総会において会員の情報担当部長又は課長に相当する職にある者の中から選任する。

3 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

—以下略—

##### （役員の職務）

第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した順序で、その職務を代行する。
- (3) 監事は、会計の監査をする。